

京都市告示第353号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和 3年10月 1日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵯峨経198号 線	右京区嵯峨鳥居本中筋町17番地地先か ら 同町17番地の5地先まで	旧	メートル 29.70	メートル 6.20
		新	31.00	6.01～6.71

(建設局土木管理部道路明示課)